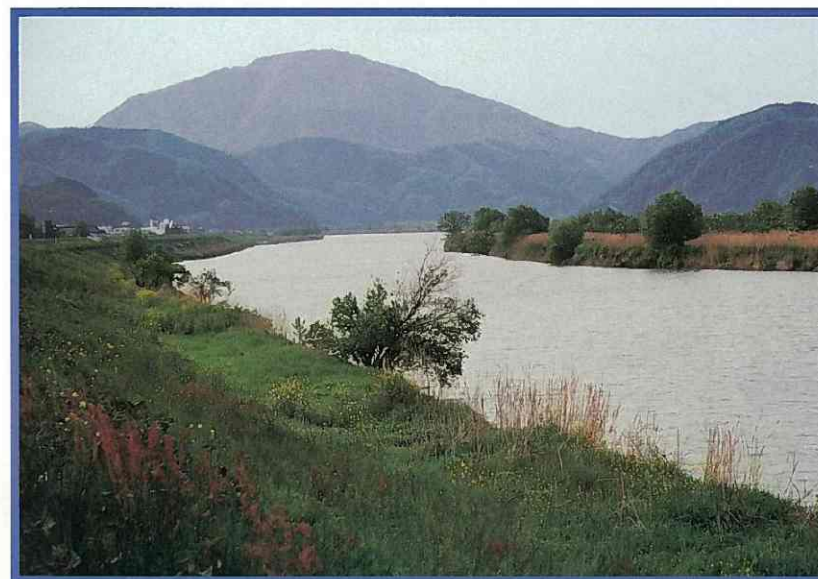


風景形成地域ガイドライン

# あすの景観をつくる

## 円山川下流地域

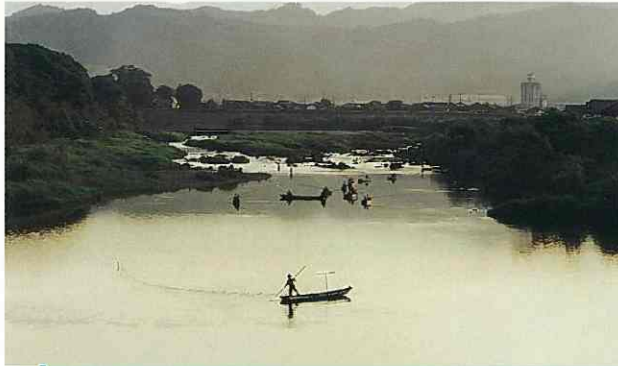


兵庫県



兵庫県都市住宅部都市政策課

TEL.078-341-7711 内線4629・4630



▲上郷あたりの風景（日高町）  
上郷橋のたもとあたりは、アユ釣りの名所。6月に入ると多くの釣り人たちでにぎわう。



▲豊岡市と城崎町の市町界あたり  
朝もやと日の出の風景が相まって独特の情景を醸し出す。

▼屋形船（豊岡市）  
ゆっくりと円山川を下りながら、四季折々の風景が楽しめる。



## はじめに

豊かな自然が四季折々に多彩な表情を見せる但馬地域は、日本の原風景ともいえる景観を今に残しています。それは、人々にとって“こころのふるさと”といえるものです。

その但馬地域の中で、特に円山川は人々をひきつけてやまない要素に満ちています。

この川の持つ独特のゆったりと流れる大陸的な風景と河口部でも山が迫っている様は、他の日本の河川と比べても特筆すべき豊さを備えています。

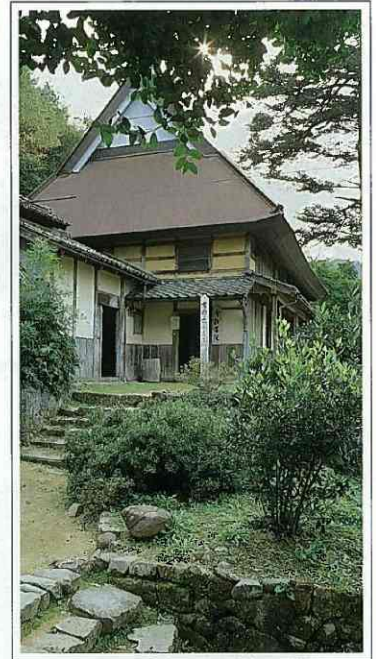
この川が形成する豊かな自然の中では、我が国における保護上重要な植物種の現状(レッドデータブック)の収録種などの多様な動植物をはぐくむ生態系が多く残っています。

また、但馬国造り(伝説)をはじめとする数多くの民話、高瀬船など産業と暮らしを支えてきた舟運、さらには但馬の風物詩である霧の発生に伴う景観の変化など、但馬の人々は、この川とともに歴史を刻み個性あふれる文化をはぐくんできました。

まさに、円山川は、但馬の“母なる川”と呼ぶにふさわしい人、と自然の共生を象徴する川なのです。

このガイドラインでは、その円山川の特性を色濃く残す下流地域の優れた風景の保全、創造を図るための基本目標を設けるとともに、地域内での大規模建築物等のあり方について提案しています。

この冊子が、円山川下流地域における風景形成の一助となれば幸いです。



▲青鉛書院（八鹿町）：兵庫県指定文化財  
幕末から明治初期にかけての動乱期に、池田草庵が開いた漢学塾。

## 【位置図】

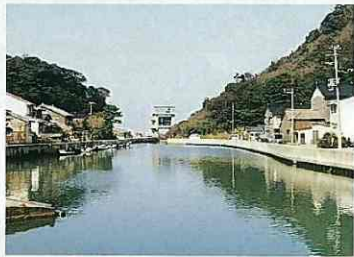


## 目次

はじめに	1
1 円山川下流地域の風景	3
2 風景形成地域の位置と基準	5
3 風景形成の目標と指針	9
4 良好な風景をつくるために	13
5 色彩の資料	20
6 届け出の手続き	21
(参考) 景観の形成等に関する条例(抜粋)	22



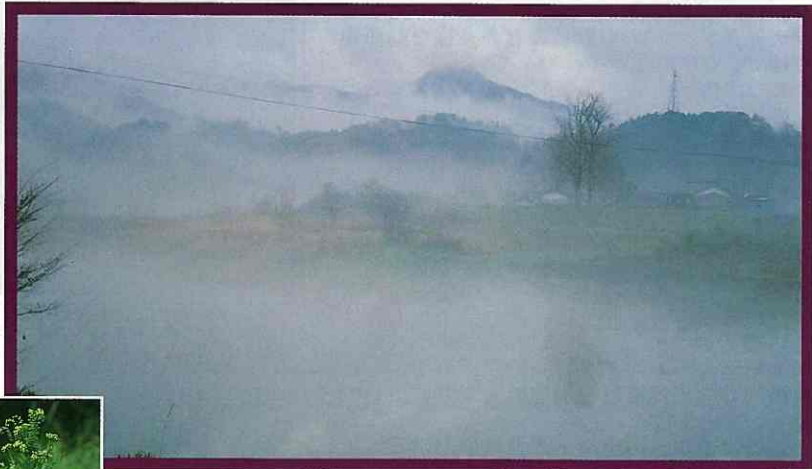
# 1 円山川下流地域の風景



但馬の国造り伝説の主人公アメノヒボコが切り開いたという伝承が残る瀬戸の切戸。



城崎町楽々浦(ささうら)湾の風景。冬には墨絵を思わせる美しい雪景色を見せてくれる。



ゆったりと流れる円山川にたちこめる霧。円山川下流地域は、秋から春にかけて平均3日に一度は霧がでる多霧地として有名。



タコノアシ



ミクリ



ミゾコウジユ

円山川は、我が国における保護上重要な植物種(レッドデータブック)の収録種であるタコノアシ、ミクリ、ミゾコウジユなどを広くむ生息系を残している。



城崎町ひのそ島あたり。川面に写し出されるカワヤナギと背景の山容とが相まって、倒景に優れた風景をつくり出している。



豊岡市と日高町の市町界あたりから上流を望む。春になると河川敷に菜の花が咲き競う。



今はなくなった野性のコクノトリが天空を舞う姿を再び取り戻すため、現在、「コクノトリの郷公園(仮称)」の建設が進められている。



近畿北部では最大規模といわれる「汽水域のヨシ原」が広がっている。

ヨシ原では、絶滅危惧種にリストアップされているヒメマイトトンボも生息している。

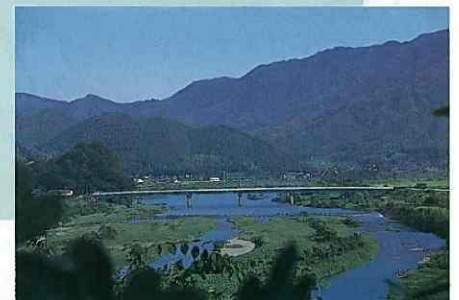


玄武洞は自然がつくり出した岩石の芸術作品で、国の指定文化財(天然記念物)になっている。



円山川流域には、エノキとムクノキを主とする河畔林が大規模に残っている。特に、日高の護岸沿いでは、およそ1.5km続く美しい河畔林が見られる。

【用語解説】  
汽水域…海水と淡水とが混ざり合っているところを指す。

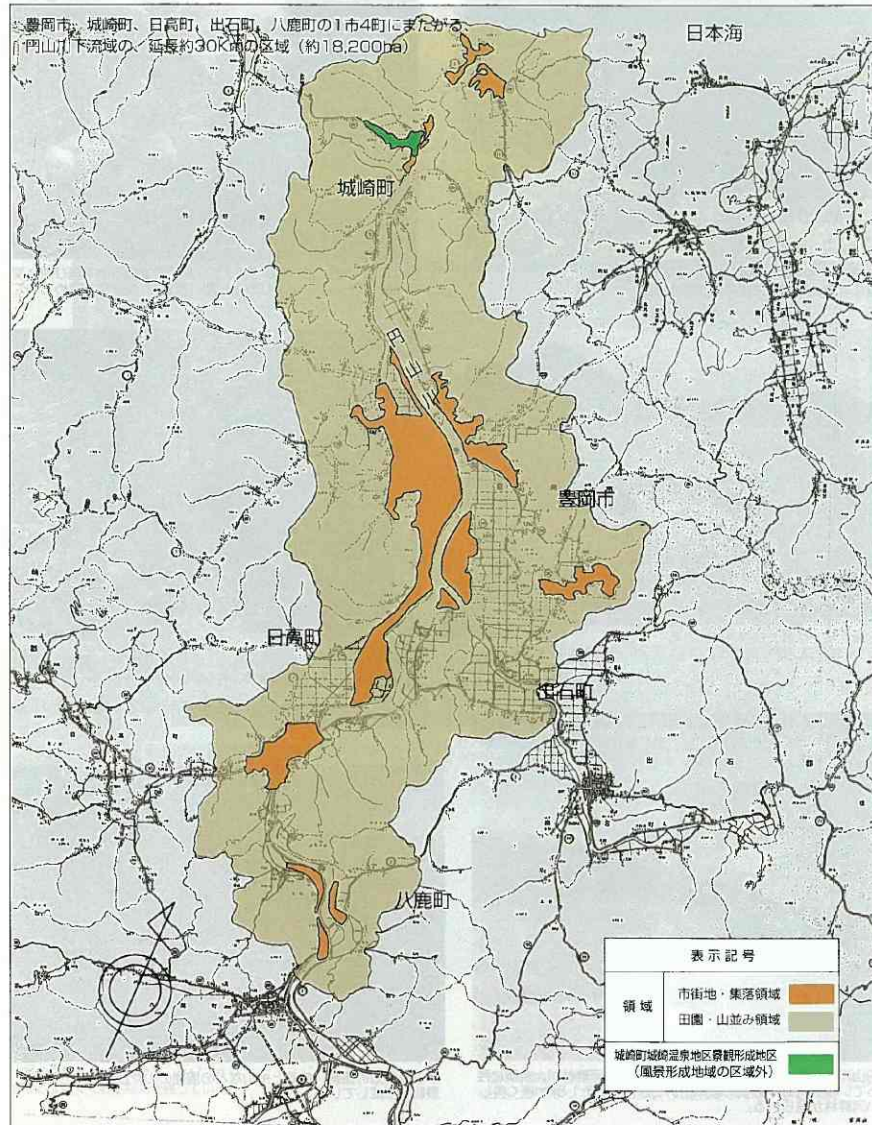


伊佐橋周辺の風景。集落と円山などの周囲の山々が、一体となった景観を形成している。



## 2 風景形成地域の位置と基準

### 風景形成地域基準付図



## 風景形成基準

### ■ 風景の特性

円山川の悠然たる流れや氷ノ山の雄大な山容、自然美を極めた但馬海岸一。

このような豊かな自然が四季折々に多彩な表情を見せる但馬地域は、日本の原風景ともいえる景観を今に残している。それは、人々にとって自然的情緒や感情を蘇生させることのできる“こころのふるさと”といえるものであり、また、社会がますます成熟化する今日、だれもがいきいきと暮らせる理想の都“あしたのふるさと”としての可能性が期待されるものである。

その但馬の中にあって、特に円山川は、人々をひきつけてやまないさまざまな要素に満ちている。但馬国造りなど、記紀にでてくる神話や伝説をはじめとする数多くの民話、高瀬船など産業と暮らしを支えてきた舟運、さらには但馬の風物詩である霧の発生に伴う景観の変化など、但馬の人々は、この川とともに歴史を刻み個性あふれる文化をはぐくんできた。その意味で、円山川は、但馬の“母なる川”“ふるさとの川”と呼ぶにふさわしい、人と自然との共生を象徴する川といえる。

円山川の特徴は、海側に大きく開かれた扇状地を形成することなく、緑の山々に囲まれた盆地の中に但馬の中核都市である豊岡市を形成していることである。そのため、河口に近い都市近郊であっても、常に背景は緑の山々に囲まれている“山紫水明の美”を有する風景となっており、冬には墨絵を思わせる美しい雪景色を見せてくれる。

また、日本海沿岸の主要都市を流れる一級河川の中では最も低い水源標高と下流部における流下こう配の平坦さも大きな特徴である。そのため特に下流部では非常にゆったりとした大陸的な河川の風貌を漂わせるとともに **H25.10.1より基準が改正されました。** 点在するカワヤナギなど **詳しくは、ホームページでご確認下さい。**

円山川と 形成するとともに、日高町国府地区の護岸沿いでは、エノキとムクノキを主とする、およそ1.5km続く美しい河畔林が見られ、竹林と一体となって原生林的な独特の情景を醸し出している。

円山川は、但馬地域の住民の多くが川沿いに生活するにもかかわらず、このように自然的にも大変優れた環境を維持し、自然と人々が共生してきた。そして今、その歴史を引き継ぐように、この地域を生息地としていた特別天然記念物コウノトリを再び大空に帰す計画が、豊岡市祥雲寺・河谷・百合地地区で始まっている。

こうしたかけがえのない風景を県民の共感のもとに保全、継承し、さらに向上発展させていく必要がある。そこで、美しい風景づくりを推進していくために、風景形成の大きな要素である大規模建築物等について、具体的基準を次のとおり定める。

ただし、知事が景観形成審議会の意見を聴いたうえで、この地域の優れた景観の形成を図るうえで、この基準を適用することが適当でないとする大規模建築物等については、この風景形成基準によらないことができることとする。

### ■ 地域内領域の設定

風景形成地域の範囲を「市街地・集落領域」と「田園・山並み領域」に区分する。

#### A. 市街地・集落領域

自然との調和に加え、建築物相互間の調和にも配慮することにより、景観的な質の維持・向上が図られると考えられる区域。もしくは、将来そのような可能性が高い区域。

#### イ. 田園・山並み領域

田園との調和、あるいは背景にある山並みとの調和を図ることにより、景観的な質の維持・向上が図られると考えられる区域。



# 大規模建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料または色彩等

対象種別 領域等	建築物			工作物
	市街地・集落領域		田園・山並み領域	
	住宅市街地・集落区域	商業・工業系区域		
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>あじわいのあるさと包摂の創出</li> <li>快適生活環境の形成</li> <li>自然との共生</li> <li>伝統文化の再興</li> <li>交流の場づくり</li> </ul>			●左記と同じ
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観となる山地・山並みの保全</li> <li>ランドマークへの景観運動の推進</li> <li>屋外風景の持続性の確保</li> <li>風景と調和した建設の推進</li> </ul>			●左記と同じ
位置・規模	(位置) ● 円山川沿いの主要な眺望点から見て、社寺などの歴史的ランドマークや、孤立した山並みなどの自然要素を遠く見えないよう努めるとともに、景観となる山並みとの調和に配慮する。 ● 河岸からの眺望についても、分散したり、分断したりするなど周辺景観に突出しない位置・規模とする。 ● 円山川の流路と建築物の長手方向が平行する形とならないよう留意するなど、開放的な対岸景観を確保するよう努める。 ● 敷地境界からセットバックするなど、近隣に圧迫感を与えないよう努めるとともに、周辺景観との調和に配慮する。 ● 川に接している敷地は、できるだけ埋没敷との距離の確保に努める。	(位置) ● 左記と同じ	(位置) ● 左記と同じ	●左記と同じ(領域別)
	(高さ) ● 円山川沿いの主要な眺望点から見て、接線のスカイラインを分析し、又は遮へいしない高さとするよう努める。また、市街地では周辺建築物と調和のとれた高さとなるよう努める。 ● 周辺建築物との関係 ● 隣接する建築物の軒高や開口と調和させ、リズムカナル連続性確保に努める。 (敷地) ● 余裕ある敷地を確保し、建ぺい率、容積率にゆとりを持たせるよう努める。	(高さ) ● 左記と同じ	(高さ) ● 円山川沿いの主要な眺望点から見て、景観の山地や河川のスカイラインを切らないよう努める。 ● 敷地が山並みの場合、谷間に配置するなど景観上突出しないよう努める。 ● 円山川沿いの主要な眺望点から見て、山並み移移の連続性を損なうような景観上の建築物配置とならないよう努める。	●左記と同じ(領域別)
	(敷地) ● 地形や周辺環境の特徴を生かすように配慮する。	(敷地) ● 左記と同じ	(敷地) ● 左記と同じ	●左記と同じ
意	● 鋭角のある石州瓦の屋並みや緑と調和するような陰影の深いファサード意匠となるよう配慮する。 ● 外側に低層部を階段状に配置したり、雁行型平面にするなど巨大な壁面が目立つことのないよう努める。 ● 河岸からの見え方にも配慮したデザインとなるよう努める。 ● 低層部については、まちなみの意匠の連続性に配慮するとともに、高層部においては、隣接する建築物や構間の関係確保にできるだけ努める。 ● 街路景観のそろうところでは、意匠の連続性に配慮する。	● 左記と同じ	● 景観の緑と調和しやまやかな壁面構成に努める。 ● 横長のプロポーションとなる場合は、分断したり、階段状とするなど意匠と調和した意匠とするよう努める。 ● 河岸からの見え方にも配慮したデザインとなるよう努める。 ● 軒高を低く抑え、ボリューム感を軽減させ、周辺の緑地環境に溶け込むようにする。 ● 田園と調和しやすい、水平美を基調とした意匠とするよう努める。	●周辺に与える突出感、違和感を軽減するよう意匠とする。
	● 給水管、ダクト管などは外壁面に露出させないよう設置する。やむを得ず外部に露出する場合は、線による遮へいや壁面と同色の仕上げを施すなどの措置を講ずる。	● 左記と同じ	● 景観の緑と調和しやまやかな壁面構成に努める。 ● 横長のプロポーションとなる場合は、分断したり、階段状とするなど意匠と調和した意匠とするよう努める。 ● 河岸からの見え方にも配慮したデザインとなるよう努める。 ● 軒高を低く抑え、ボリューム感を軽減させ、周辺の緑地環境に溶け込むようにする。 ● 田園と調和しやすい、水平美を基調とした意匠とするよう努める。	●周辺に与える突出感、違和感を軽減するよう意匠とする。
匠	● 屋根形状は切妻など勾配屋根とするよう努める。 ● 塔屋部の突出を避け、建築物との一体的デザインに配慮する。 ● やむを得ず塔屋を設ける場合は、勾配屋根にするなど、建築物本体との調和に努める。	● 左記と同じ	● 屋根形状は切妻などの勾配屋根や周辺と調和した屋根形状とするよう努める。 ● 勾配屋根やフリース、種飾りなどで軽やかなスカイラインとなるよう配慮する。	●左記と同じ(領域別)

H25.10.1より基準が改正されました。  
詳しくは、ホームページでご確認下さい。

対象種別 領域等	建築物			工作物	
	市街地・集落領域		田園・山並み領域		
	住宅市街地・集落区域	商業・工業系区域			
意	屋上設備	● 建築物に取り込んだり、疑似屋根的な処理によって適切な覆い措置を講じよう努める。	● 左記と同じ	● 壁面を立ち上げるか、疑似屋根的な処理によって適切な覆い措置を講じよう努める。突出しないようスカイライン処理に配慮する。	● 周辺に与える突出感、違和感を軽減するよう意匠とする。
	低層部	● 長大な無窓壁など、単調な壁面をつくらないよう努める。 ● 出入口部は、緑と調和するよう陰影の深いファサード意匠となるよう努める。	● 長大な無窓壁など、単調な壁面をつくらないよう努める。遊びの要素を取り入れるなど配慮する。 ● 商業地区では、歩行者に配慮するとともに、賑わいなどを演出した意匠とするよう努める。	● 長大な無窓壁など、単調な壁面をつくらないよう努める。 ● 基礎部は周辺の自然景観との調和を図る。 ● 周辺から遠くに見えにくい構造となるよう緑化修景に努める。	● 周辺に与える突出感、違和感を軽減するよう意匠とする。
	屋外階段	● 建築物本体と調和した意匠、外壁仕上げとなるよう配慮し、円山川沿いや通りの主要な地点から見えにくい構造となるよう努める。	● 左記と同じ	● 左記と同じ	● 周辺に与える突出感、違和感を軽減するよう意匠とする。
	駐車場	● 周辺と調和した入口意匠、外壁仕上げとなるよう配慮し、円山川沿いや通りの主要な地点から自動車が見えにくい構造となるよう努める。	● 左記と同じ	● 左記と同じ	● 周辺に与える突出感、違和感を軽減するよう意匠とする。
	ベランダ その他	● 建築物との調和を図る。洗濯物が円山川沿いや通りの主要な地点から直接見えにくい構造・意匠となるよう努める。 ● 旧街道沿いの家屋や集落と接する領域では、特に周辺との連続性、壁面位置、意匠、素材などに配慮する。	● 街角など多くの視線を集める場所に建つ場合は、建築物の意匠に特に配慮する。	● 多くの視線を集める場所に建つ場合は、建築物の意匠に特に配慮し、緑化による遮へいにも努める。	● 左記と同じ(領域別)
材	● 金属やガラスなどの光沢性のある材料を大きな面積で用いる場合は、周辺景観との調和に配慮する。 ● 下見板や基礎の石組などには地場材料やそれに類した素材を活用するなど、但馬の地域特性に配慮する。 ● 特殊意匠により見出しにならない材料を選択するよう配慮する。	● 左記と同じ	● 左記と同じ	● 左記と同じ	
	外壁	● 基調色となる色は、けぼろくならないよう努める。その範囲は、マンセル色票系において概ね次のとおりとし、色彩の演出工夫する。 (1) R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度5以下 (2) Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下	● 左記と同じ	● 左記と同じ	● 左記と同じ(領域別)ただし、航空法その他の法令により色彩について許可等を要して設置する工作物並びに広告塔、広場及び遊戯施設については、適用しない。
	● 緑と調和した落ち着いた色調に努める。	● 左記と同じ	● 左記と同じ	● 左記と同じ	
その他	● 地域の環境に適した在来種を選定するなど、自然種生を考慮するとともに、四季を感じさせる種類に努める。ただし、工場立地法その他の法令により緑化基準が設けられていない建築物については、適用しない。 ● 円山川沿いからの視線の方向に配慮した草木植栽に努める。 ● 現在ある樹木は原則として伐採しない。やむを得ない場合は、移植に努める。	● 左記と同じ	● 左記と同じ	● 西側からの眺めに配慮し、緑に包まれた印象となるよう緑化修景に努める。 ● 地域の環境に適した在来種を選定するなど、自然種生を考慮したうえで、敷地内に低、中、高木を適切に配置し、周辺の緑地環境との調和に努める。ただし、工場立地法その他の法令により緑化基準が設けられている建築物については、適用しない。 ● 円山川沿いからの視線の方向に配慮したポプリウム感のある植栽に努める。 ● 現在ある樹木は原則として伐採しない。やむを得ない場合は、移植に努める。	● 周辺の植栽に努める。ただし、工場立地法その他の法令により緑化基準が設けられているものについては、適用しない。
	● 緑や水を取り入れたデザインとするなど、積極的に緑の活用を配慮する。	● 左記と同じ	● 左記と同じ	● 左記と同じ	● 周辺の植栽に努める。ただし、工場立地法その他の法令により緑化基準が設けられているものについては、適用しない。
	● 緑と調和した落ち着いた色調に努める。	● 左記と同じ	● 左記と同じ	● 左記と同じ	● 周辺の植栽に努める。ただし、工場立地法その他の法令により緑化基準が設けられているものについては、適用しない。
その他	● 円山川沿いや通りの主要な地点から自動車が見えにくい構造とし、外周部はできるだけ緑化に努める。	● 左記と同じ	● 左記と同じ	● 周辺から自動車が見えにくい構造とし、外周部はできるだけ緑化に努める。	● 左記と同じ(領域別)
	● 単調で歴史的な新・旧壁を選けるなど、周辺のまちなみと調和した印象となるよう配慮する。	● 左記と同じ	● 左記と同じ	● 閉鎖的な新・旧壁を避け植栽を併用するなど、周辺との調和に努める。	● 左記と同じ(領域別)
その他	● 水路景観を考慮し、水路等の突異な幅狭化を避け、周辺と調和させるなど、一体的な修景に努める。	● 左記と同じ	● 左記と同じ	● 水路景観を考慮し、水路等の突異な幅狭化を避け、周辺と調和させるなど、一体的な修景に努める。	● 左記と同じ(領域別)

注1) 各領域の位置は、円山川下流域風景形成地域整備計画に示すとおり。  
注2) 市街地・集落領域のうち(商業・工業系区域)、下記の区域を示す。  
①豊岡市においては、都市計画法に基づく用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域。  
②日高町においては、次の行政区画：江原、青田、岩中、東横、国分寺、日高、日吉。



# 風景形成の目標と指針

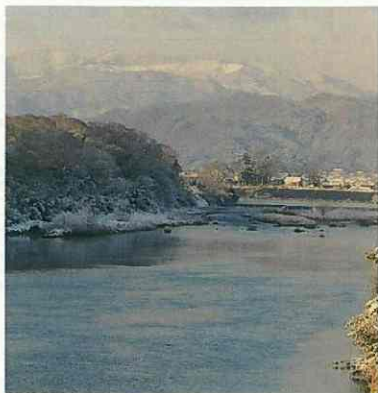
## ■ 基本目標

円山川下流域は、豊かな自然条件や、長い時間の中で形成されてきた地域固有の歴史特性を色濃く残しています。こうした現況の優れた“円山川らしさ”を継承かつ指向しつつ、創造していくための風景形成基本目標として、次の五つを掲げています。

### 1 あしたのふるさと但馬の創造

地域の風景全体が醸し出す自然的情緒や雰囲気など、但馬には日本の原風景ともいべき情景が今に残っています。

こうした優れた景観資源や地域の魅力を受け継ぎ、発掘しつつ、精神的なうるおいとやすらぎに満ちた、だれもが人間らしくいきいきと暮らせる理想の都“あしたのふるさと”の創造をめざし、円山川を中心に全体として調和のとれた風景形成を進めましょう。



但馬に残る豊かな情景（日高町）

### 2 快適生活空間の形成

生活の利便性を高める都市基盤を充実しつつも、その中で一定の節度をもって美しい山水風景を守り育てる工夫を行うことにより、但馬地域の豊かな自然環境の保全に努める必要があります。

こうした取り組みの継続により、都市と自然とが調和した、新しい時代に求められる真に快適な生活空間の形成を図りましょう。



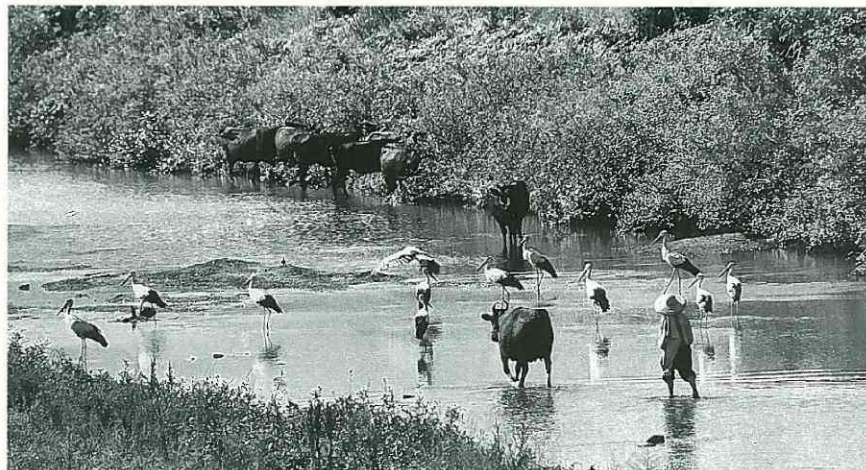
山容、田園、河川と市街地等が調和した土地利用となっている（豊岡市）

### 3 自然との共生

但馬地域の人々は、河川のはんらんや豪雪といった厳しい自然と直面する生活の中で、自然に対して畏敬の念をもちつつ、自然と共に生きてきました。

このような自然と共に生きるという姿勢を、生活の手本として将来に伝え、但馬の豊かな自然を次代に引き継いでいかなければなりません。

その象徴として、生態系を守り支えていく活動の中から、今は見られない野性のコウノトリが再び大空を舞う姿を取り戻すことが期待されています。



昭和35年当時の円山川…人と自然との共生を象徴している。

（提供：有限会社 富士光芸社）

### 4 伝統文化の再認識

伝統文化の歴史的資源や環境は、地域それぞれの人々の長い生活の積み重ねの中で醸成されてきたものであり、地域の特色や生活の質を表現するうえで不可欠な要素です。

今も但馬に息づく伝統文化を、地域のシンボル、地域の独自性・帰属性をはぐくむかけがえのない地域固有要素として、さらに県民共有の財産として認識し、伝統文化の息づく風景として保全し、次の世代へ引き継いでいく必要があります。



城崎のだんじり祭り（10月）

### 5 交流の舞台づくり

現在、但馬では、過疎化の問題を抱える一方、県立但馬牧場公園、但馬ドーム、県立円山川公園などの交流施設。さらには但馬空港をはじめ、北近畿豊岡自動車道の建設促進など21世紀に向けた新しい交流基盤づくりが進みつつあります。

こうした交流基盤の上に、国内外との交流を多分野にわたり推進しつつ、交流人口の増大を図り、地域の活性化に結び付ける必要があります。

そのため、景観形成に配慮しつつ、但馬の豊かな自然資源、伝統文化などを背景に、交流の舞台にふさわしい但馬ならではの地域づくりを進めましょう。



県立円山川公園



但馬の空の玄関「但馬空港」



## ■ 基本方針

### 1 背景となる山地・山容の維持、保全

豊岡盆地の背景の丘陵地はほとんどが雑木林で構成されているため、四季折々の変化が見られます。特に春の桜、タムシバ、ツツジなどが一斉に開花し、若葉にそまる情景は美しい景色を演出しています。

また、円山川のように、山々の稜線が流下方向に向かって左右から扇状に迫り、輻輳しながら盆地状の流域景観を形成している所では、風景は常に背景に緑の山々があって、円山川特有の山水景観が形成されています。

特に、下流部にあつては、山稜から山裾までが一望でき、山裾集落と一体となった景観を形成しているところが多いのも特徴的です。

このような円山川特有の風景を守っていくためには、治水の原点ともいべき背景の山々を保全し、緑の山容を維持するとともに、河川そのものの改修にあつても、景観との調和を図ることが大切です。



集落と背景の山地（丘陵）がひとつのユニットを形成する。



タムシバ



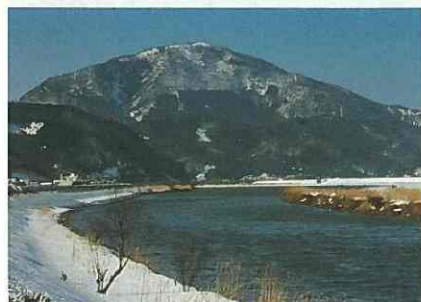
ツツジ

### 2 ランドマークへの眺望景観の継承

流域に山々が迫り、盆地状の山水景観を形成している円山川では、帯状の谷筋の流域低地に沿って古くからの街道や鉄道などの交通軸が形成されています。この帯状の谷筋の眺望方向に主要な孤立峰の山地が位置し、来日岳(くるひだけ)、三開(みひらき)山、東床尾(ひがしとこのお)山、須留岐(するき)山、進美寺(しんめいじ)山などが流域方向の\*アイストップや曲折した変化点上に鎮座しています。

これら山稜は、流域や地域を特徴づける自然の\*ランドマークであり、ランドマークへの見通しを遮へい、分断しない眺望景観を守っていく必要があります。

また、河川景観への影響が大きい橋梁、水門などについては、景観との調和に配慮することが求められます。



来日岳



進美寺山

#### 【用語解説】

アイストップ…道路など一直線に伸びる空間を眺めるとき、視線が引きつけられる場所にたつ樹木や建築物などを指す。アイストップは、景観の重要な要素となり、街路の突き当たりや折れ曲がる場所などで多く見られる。

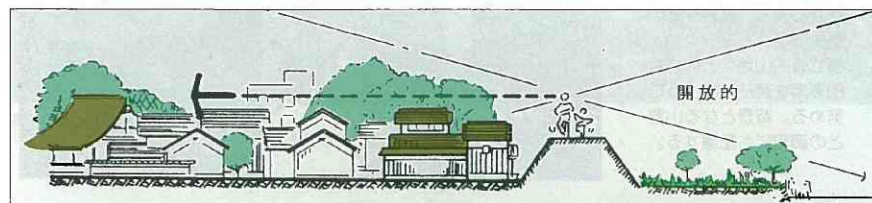
ランドマーク…ある地域の目印や象徴的な景観要素となっている山や橋、記念碑や塔、由緒ある建造物などを指す。

### 3 屋並み風景の連続性の確保

河川の有する広がりのある開放的風景は、堤防敷の高台と周囲に広がる河川—農用地—集落—山などの近景、中景、遠景等がバランスよく配されています。

円山川の堤防は、下流部で約8.5m程度の高さを有していることから、川沿いの市街地や集落は堤防敷きから俯瞰できる形態となっています。2階建ての多い円山川流域では、眼前に屋並みが連続する形となり、しかも民家や商家が大半を占めるため、適度に分節化するとともに、屋根形状が切妻として整い、屋根瓦も石州瓦を使うなど、形態と素材や色調が統一されて構成されています。

したがって、集落域や市街地においては、こうした円山川流域の連続する屋並み風景のリズミカルな連続性を確保するとともに、引き継いでいく必要があります。



連続する屋並みの風景を眺望できる形態となっている。

### 4 風景と調和した植栽の推進

流域に広がる田園は、緑や大地などの自然特有の柔らかな素材が集まって全体として表情豊かな暖かみのある景観をつくっています。

川沿いの集落では、調和した屋並みにこんもりと繁った鎮守の森がアイストップとなり、また、堤防沿いに連続するケヤキ林や竹林、桜並木などの連続する緑が柔らかな空間を構成しています。加えて、みちしるべ、用水のせきなどの脇に見られる樹木、家屋周りの庭木の緑が、広がる田園の中で集落家屋の見え隠れを演出しています。

特に円山川流域に多く見られるエノキ、ムクノキを主とする河畔林など、水辺の自然的土地利用と結びついた植栽は、流域特有の景色です。

このため、背景の山々の緑と手前に広がる河川や田園の緑を視覚的に分断することのないよう、風景と調和した植栽を進めていく必要があります。



円山川流域の河畔林



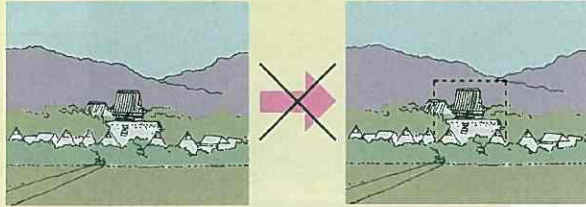
# 4 良好な風景をつくるために

## ●●●●位置・規模●●●●

### 位置

H25. 10. 1より基準が改正されました。  
詳しくは、ホームページでご確認下さい。

- 円山川沿いの主要な眺望点から見て、社寺などの歴史的ランドマークや、孤立峰的山地などの自然的要素を遮らないように努める。背景となる山容との調和にも配慮する。



- 市街地：集落地域では、円山川の流路と建築物の長手方向が平行とならないようにするなど、開放的な対岸景を継承するよう努める。

〔写真は川と建築物の長手方向が平行となっている事例。建築物を分散、分棟することにより、周辺と調和させることができる。〕

- 川に接している敷地は、できるだけ堤防敷との境界から\*セッパックするなど、隙間確保に努める。

〔セッパックするとともに、植栽することにより、周辺景観との調和が図られる。〕



【用語解説】  
セッパック…敷地境界線、道路境界線などから建物の壁面を後退させて建てること。

- 駅前：商業地区ではまちの顔として、地域特性を生かしたデザインとなるよう努める。



豊岡駅前の市街地再開発ビル  
〔壁面は円山川と地域の特産品である柳行李をイメージしている〕



日高町JRH原駅

- 田園・山並み領域では、円山川沿いの主要な眺望点から見て、集落や谷筋を見通す視線を遮らないよう努める。また、山並み稜線の連続性を損なうような稜線上の建築物配置とならないよう努める。



### 高さ

- 円山川沿いの主要な眺望点から見て、稜線のスカイラインを分断、または歪へいしない高さとするよう努める。また、市街地では周辺建築物と調和のとれた高さとなるよう努める。





## 周辺建築物との関係

H25.10.1より基準が改正されました。  
詳しくは、ホームページでご確認下さい。

- 隣接する建築物の軒高や周口と調和させ、リズムカルな連続性確保に努める。

〔屋並みの連続性が美しいまちなみをつくりだす。〕



## 敷地



- 余裕ある敷地を確保し、建ぺい率、容積率にゆとりを持たせるよう努める。

〔余裕のある敷地の確保と緑の植栽により、魅力ある空間構成ができる。〕

## 意匠

## 壁面

- 市街地・集落領域では、艶のある石州瓦の屋並みや緑と調和するような陰影の深いファサード意匠となるよう配慮する。



- 市街地・集落領域では、外側に低層部を階段状に配置したり、雁行型平面にするなど巨大な壁面が目立つことのないよう努める。

〔単調な壁面を分節したり、雁行型壁面とすることにより、陰影が付き、表情が豊かになる。〕

【用語解説】  
ファサード…建築物の正面の外観。一般には正面玄関側の立面をいうが、都市景観の立場から外観として重要な面である場合は、それ以外の面についても呼ぶことがある。

- 対岸からの見え方にも配慮したデザインとなるよう努める。

〔高さや隣棟間隔の確保など、対岸からの見え方に工夫がなされている。〕

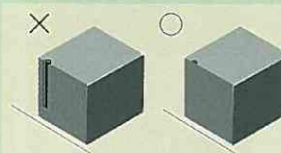


- 田園・山並み領域では、周囲の緑地環境と調和しやすい端正な壁面構成に努めるとともに、軒高を低く抑え、ボリューム感を軽減させるようにする。



## 壁面施設

- 給水管、ダクト管などは外壁面に露出させないよう設置する。



〔給水管、ダクト管などを内部にとりこむことにより、すっきりとした壁面になる。〕



## 屋根屋上

- 切妻などのこぎ配屋根や、周辺と調和した屋根形状とするよう努める。

## 屋上設備

- 建築物に取り込んだり、疑似屋根的な処理によって適切な覆い措置を講じるよう努める。



露出した高架水槽



建築物と一体となったデザインにする



H25. 10. 1より基準が改正されました。  
詳しくは、ホームページでご確認下さい。

## 低層部

●住宅市街地・集落区域では、長大な無窓壁など単調な壁面をつくらぬよう努める。また、出入口部は緑と調和するよう陰影の深いファサード意匠となるよう配慮する。



●商業地区では、歩行者に配慮するとともに、にぎわいなどを演出した意匠とするよう努める。



●田園・山並み領域では、周辺の自然景観との調和を図り、緑に包まれた印象となるよう緑化修景に努める。



## 屋外階段



目立ちすぎる屋外階段



建築のデザインに合わせる

●建築物本体と調和した意匠、外壁仕上げとなるよう配慮し、円山川沿いや通りの主要な地点から見えにくい構造となるよう努める。

## ベランダ等

●建築物との調和を図る。洗濯物が円山川沿いや通りの主要な地点から直接見えにくい構造・意匠となるよう努める。



## 材 料

●金属やガラスなどの光沢性のある材料を大きな面積で用いる場合は、周辺景観との調和に配慮する。



〔自然石やタイル等は経年変化しにくい素材で、年月とともに周辺となじんだものとなる。〕



●下見板や基礎の石組みなどには地場材料、それに類した素材を活用するなど、但馬の地域特性に配慮する。また、経年変化により見苦しくならない材料に配慮する。

## 色 彩

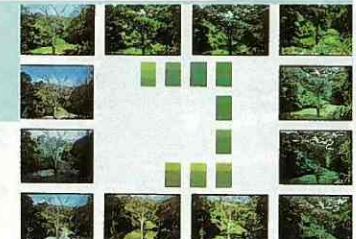
## 外 壁

●基調色となる色は、げばげばしくならないよう努める。色彩の演出に工夫する。

H25. 10. 1より基準が改正されました。  
詳しくは、ホームページでご確認下さい。



測色（人の目は750万色を識別する）



自然の樹木の経年変化（彩度6をほとんど超えない）







# 届出の手続き

## ●届出手続き

(1) 大規模建築物については、建築確認申請の前に届け出が、一定規模以上の大規模建築物については届出の前に協議が必要です。(事前協議の手続きについては、「事前協議の手引き」(別冊)を参照のこと)

(2) 届出は当該行為地を所管する市町窓口へ。

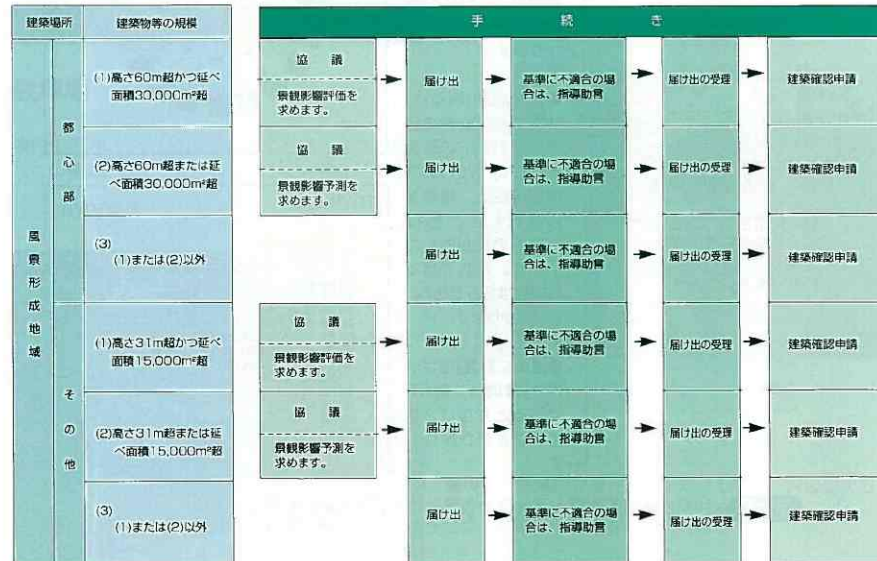
- 豊岡市 都市整備課 (0796)23-1111
- 城崎町 建設課 (0796)32-2711
- 日高町 都市開発課 (0796)42-1111
- 出石町 建設課 (0796)52-3111
- 八鹿町 建設課 (0796)62-3161

## ●事前相談等

届出以前の事前相談にも気軽にお越し下さい。事前相談等は県土木事務所等へ。

- 豊岡土木事務所 建築課 (0796)23-1001
- 八鹿土木事務所 建築課 (0796)62-2126

## ●届出の手続きと流れ



※都心部…商業系用途地域で容積率400%以上の地域

## ●届出書類

(1)大規模建築物等の建築届出書 正副各一部  
(2)添付図書

図書の種類	縮尺	明示すべき事項
付近見取図	1/2,500以上	方位、道路及び目標となる地物
配置図	1/200以上	
各階の平面図	1/200以上	
各階の立面図	1/200以上	主要部分の材料の種類、仕上げ方法及び色彩
主要部2面以上の断面図	1/200以上	
外構平面図	1/200以上	門、塀、欄干、階段等の敷地内の配置構成
敷地周辺状況カラー写真		
完成予想図カラー写真		
協議書、予測書又は評価書		景観の形成 景観の形成のうち、広がりのある優れた景観の創造又は保全をいう。
協議書、予測書又は評価書		景観の形成 景観の形成のうち、広がりのある優れた景観の創造又は保全をいう。
知事が特に必要と認める図書		

備考 1 敷地周辺状況カラー写真及び完成予想図カラー写真は、条例第11条第1項、第18条第1項又は第24条第1項の規定による協議をしない場合で、大規模建築物等の新築、改築又は増築を行う場合にのみ添付すること。  
2 協議書、予測書又は評価書は、当該協議をした場合のみに添付すること。  
3 届出た内容又は通知した内容を変更しようとするときは、当該変更に係る図書のみを添付すること。

## 参考 景観の形成等に関する条例(抜粋)

昭和60年3月27日兵庫県条例第17号  
改正平成元年4月1日兵庫県条例第22号  
平成5年3月29日兵庫県条例第16号

### 目次

- 第1章 総則(第1条-第7条)
- 第2章 景観形成地区(第8条-第14条)
- 第3章 風景形成地域(第15条-第21条)
- 第4章 大規模建築物等(第22条-第27条)
- 第5章 景観形成等住民協定(第28条、第29条)
- 第6章 雑則(第30条-第32条)
- 附則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、優れた景観を創造し、又は保全するとともに、大規模建築物等と地域の景観との調和を図るため、建築物等の届出等に関して必要な事項を定め、もって魅力あるまちづくりと文化的な県民生活の確保に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  
(1) 景観の形成 優れた景観の創造又は保全をいう。  
(2) 風景の形成 景観の形成のうち、広がりのある優れた景観の創造又は保全をいう。  
(3) 建築物等 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定するものをいう。以下同じ。)及び工作物(同法第88条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)をいう。

(4) 大規模建築物等 次に掲げる建築物等をいう。  
ア 建築物で、高さが15メートルを超え、又は建築面積が1,000平方メートルを超えるもの  
イ 工作物で、高さが15メートル(当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合にあつては、その高さが10メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が15メートル)を超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの  
(興の責務)

第3条 県は、景観の形成等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するとともに、市町が実施する景観の形成等に関する施策及び県民又は事業者が行う自主的な景観の形成等に関する活動を支援し、かつ、その総合調整を図るものとする。

2 県は、公共の用に供する建築物等の景観に及ぼす影響が大きいことを認識し、自ら率先して景観の形成等を図るものとする。  
(市町の責務)

第4条 市町は、当該地域の景観の形成等に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、県が実施する景観の形成に関する施策に協力するものとする。  
(県民の責務)

第5条 県民は、自己の建築物等が地域の景観に深いかかわりを持つことを認識し、自ら進んで景観の形成等に努めるとともに、県及び市町が実施する景観の形成等に関する施策に協力しなければならない。  
(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業の用に供する建築物等の景観に及ぼす影響が大きいことを認識し、その責任において景観の形成等を図るために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町が実施する景観の形成等のための施策に協力しなければならない。  
(景観形成等基本方針)

第7条 県は、景観の形成及び大規模建築物等と地域の景観との調和を図るため、景観形成等基本方針を定めるものとする。  
2 知事は、前項の景観形成等基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)第1条第1項に規定する景観形成審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

### 第3章 風景形成地域

(指定)  
第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当する地域のうち、風景の形成を図る必要がある地域を、風景形成地域として指定することができる。

- 良好な自然の風景を有する地域
  - 良好な田園風景を有する地域
  - 歴史的又は文化的な風景を有する地域
- 2 市町長は、風景の形成を図る必要があると認める地域については、風景形成地域の指定を要請することができる。  
3 知事は、前項の規定により要請のあった地域が、風景の形成を図る必要があると認めるときは、当該地域が第1項各号の地域に該当しない場合においても、風景形成地域に指定することができる。  
4 第8条第4項から第8項までの規定は、第1項又は前項の規定による指定について、第2項及び第8条第4項から第8項までの規定は、風景形成地域の変更について準用する。

(風景形成基準)  
第16条 知事は、風景形成地域を指定しようとするときは、当該風景形成地域について、風景形成基準を定めるものとする。

- 前項の風景形成基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。  
(1) 風景の特性  
(2) 大規模建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩  
(3) その他風景の形成を図るために知事が必要と認める事項
- 3 第8条第4項から第8項までの規定は、第1項の風景形成基準の決定及び変更について準用する。  
(行為の届出)

第17条 風景形成地域内において、次に掲げる行為(建築基準法第6条第1項に規定する確認を必要とする行為その他規則で定める行為に限る。)をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。  
(1) 大規模建築物等の新築、改築、増築又は移転  
(2) 大規模建築物等の大規模な修繕又は大規模な模様替え  
(風景に及ぼす影響に関する協議)

第18条 風景形成地域内において、規則で定める風景に及ぼす影響の大きい大規模建築物等に係る前条各号に掲げる行為をしようとする者は、前条の規定による届出又は第21条において準用する第14条第1項の規定による通知の前に、当該行為が風景に及ぼす影響に関して知事に協議しなければならない。  
2 知事は、前項の規定による協議があった場合において、必要があると認めるときは、当該協議をした者に対し、当該行為が風景に及ぼす影響に関する調査、予測又は評価を行うことを求めることができる。  
(指導又は助言)

第19条 知事は、第17条の規定による届出があった場合において、届出に係る行為が風景形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。  
(大規模建築物等又は空地に係る要請)

第20条 知事は、風景形成地域内において、大規模建築物等が風景形成基準にいちじるしく適合しないと認めるとき、又は空地の利用若しくは管理が風景の形成を阻害していると認めるときは、当該大規模建築物等又は空地の所有者、管理者又は占有者に対し、必要な要請をすることができる。  
2 知事は、前項の規定により要請をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。  
(国等に関する特別)

第21条 第14条の規定は、風景形成地域内において、国等が行う第17条各号に掲げる行為について準用する。

—以下省略—